

「法」と「幽霊」

— 幸田露伴「あやしやな」考 —

西 川 貴 子

はじめに

明治三二年一〇月に雑誌『都の花』に掲載された幸田露伴「あやしやな」は、同誌前々号に発表された小説「是はく」（九月）とともに、明治二十年代における探偵小説の流行の中で露伴が書いたものとして取り上げられることが多い。江戸川乱歩が、明治二十年代前半を黒岩涙香の翻訳探偵小説の流行を中心とした探偵小説隆盛期の第一の時期と称したことは有名であるが、乱歩はその際、「是はく」と「あやしやな」もその流れの中で書かれたもので「当時としては異色ある短篇」であったと述べている。乱歩が、この二作品のどこを「異色」と捉えたのかは、それ以上の記述がないため不明であるが、伊藤秀雄は、「あやしやな」の毒殺トリック（甘汞と塩酸類を同時に飲ませることで昇汞という毒物を生成させた）を

「独創的な趣向」といい、内田隆三も「薬学的なトリックを用いた毒殺事件を取り扱い、また事件の背景にある「過去の探究」もあって、古典的な探偵小説の形式をそなえたもの」として、毒殺トリックにおける当時としての新しさが評価されてきた。しかし同時に内田は、推理と分析の過程が「単線的で浅」く、しかも「殺された被害者の幽霊が探偵の夢に出てきて事件解決の糸口を与えるなど、科学的検証や論理への志向が中途半端」であり、同時期に発表された涙香「無惨」（『小説叢』明22・9、小説館）に比べて、「探偵小説としての意識や構成はまだ幼い形態」であると述べている。現在の視点に立ち、探偵小説の発展の歴史という立場から振り返ってみると、内田の評価も妥当だと思われる。

しかし、「あやしやな」における「幽霊」の出現を単に探偵小説としての意識や構成の幼さとして片づけてしまうことには留保が必

要だろ。露伴が「あやしやな」執筆にあたって、探偵小説を意識していたことは、柳田泉が露伴自身から聞いたという、「漸く探偵小説流行の兆があるのを見て、戯れに草した」という発言からもうかがえる^⑤。しかしだからといって「探偵小説」「裁判小説」といった角書も特にない、この小説を露伴が今日でいうような意味での「探偵小説」として必ずしも書いたともいえないだろう。もちろんここで「あやしやな」が探偵小説か否か、当時の探偵小説というジャンルがどのようなものだったのかということ論じるつもりはない。ただ重要なのは、今日から見て探偵小説としては「幼い」と断じられた、この小説における「幽霊」の出現こそ、作品においてむしろ重要な意味を有しているという点である。本論では、この「あやしやな」における「幽霊」の出現の意味を、黒岩涙香の翻訳探偵小説等と比較しながら考えていきたい。

1 ぶらいとの捜査方法

作品内の時間は定かではないが、「あやしやな」の舞台は、「一五〇弗」や「貴族院」、「伯爵」などの記述から、欧米が想定されていることがわかる。作品の梗概は、次の通りである。

ばあどるふという老人がある日突然死に不審だという噂が流れる。そこで、警察署長のぶらいとは、この事件を探偵を使って調べ出す。

容疑者として、ばあどるふの若い妻、彼に薬を処方していた医者、死亡当日訪れレモネードを与えた、ばあどるふの友人・伯爵しゃいるツクが浮かぶが、犯人が確定できないでいるところ、医者（甘禾）と伯爵の与えたレモネードが、それ自体には害はないものの、併用した時毒物となることがわかる。さらにはばあどるふの前妻を見つけ出して二人の間に娘がおり、伯爵に気に入られていたが自殺したこと、娘の遺書を見た伯爵がばあどるふに毎月金を払っていたことを探り出すものの、ぶらいとは、伯爵が故意に殺そうとしたのか事故だったのか断定できないでいた。すると、夢の中でばあどるふの幽霊が、伯爵に暴行され娘が自殺したことや自分が伯爵に殺されたことを前妻に訴えている場に出会う。ぶらいとは、探偵を伯爵の召使いとして送りこみ、毎夜、幻燈を使ってばあどるふ達の幽霊を見せ、伯爵を神経病に陥らせる。そして病を治す不思議な力を持つという偽の行者を引き合わせて、伯爵に懺悔状を書かせた後、伯爵を拘引・死罪とする。

まず、本作の探偵役である、警察署長ぶらいとについて見ていきたい。ぶらいとは、ばあどるふの死に方が怪しいという情報を得ると直ちに、部下の探偵を使ってばあどるふの周辺を探らせる一方で、ばあどるふの死体を三人の医師に検死させ、三人全員が死因を毒によるものだと判定してからはじめて毒殺だと断定する。また、ばあ

どるふが飲んだ物に関しても、薬との併用の効果に気づき、化学分析所と官立医院の両方に再度調査を依頼するような、科学的知識を有する注意深い人物として書かれている。

このような、ぶらいとの主な捜査方法は、証拠を専門的な知識に基づき慎重に判断するというものと、探偵（密偵）を用いた身辺探索の二つが取られている。そして、こうした捜査方法は、当時の日本の社会においても推奨されていたものであった。証拠を専門的な知識に基づき慎重に判断するということに関しては、例えば、明治一四年八月に出版された『情供証拠誤判録』（司法省蔵版、高橋健三訳）でこの方法がいかに重要かが説かれている。この書はアメリカで出版された、確証がないまま裁かれ誤審となった裁判例を集めたもので、裁判に携わる者向けの書として出版されたものであるが、涙香や須藤南翠らにも読まれた本である。^⑥この書の「序」では、証拠人が語った情況や些細な事実から事件を推論することの危険性が精しく説かれている。「蓋シ公正ノ酌奪ヲ行ハント欲セハ苟モ先ツ基本基トスル所ノ事実ヲシテ明晰的確更ニ一点ノ疑ナカラシメスンハアラサルナリ」とし、また「情況ナルモノ、誤解ヲ生シ易クシテ然カモ同一ノ情況ト雖モ若シ其判者ヲ異ナラシメハ全ク表裏ノ考案ヲ下タスニ至ル所以ノ理」を察する必要があるという。そしてここでは、誤って毒殺事件とされた例が挙げられている。薬を飲んで直

後に死んだという情況、室内にあった壇に毒薬と似た香がしたということ、死体を解剖した四人の医学士が死因を毒と判定したことから、当時、医師界でその道に最も詳しい医師が解剖結果に疑義を抱き毒殺説に異論を述べていたのを無視し、同居人で財産相続人である者が犯人とされたという事件である。本書では、本来は「先ッ毒薬ヲ用フルノ実否如何ヲ探究シテ毫髪ノ疑モ之ヲ遣サ、ラシム」べきで、医療に関わる意見の信否は特に意見を述べる者の「学識実験ノ大小深淺」に関わっており、「苟モ人ノ死ヲ致ス如キ綢繆錯雜ノ原因ヲ追跡セントシ若クハ毒薬ノ効驗ヲ究知セントスルニ於テ若シ其究知ノ方法ニ一点タリトモ歛漏アラハ則チ其収結ニ至テモ随テ亦歛漏ヲ免カレサル所以ノ理ヲ懇示シタランニハ未タ必スシモ四医員ノ口供ヲ以テ心足セサル可シ」と注意している。専門的な見地から多くの証拠を検討し、確証を得てから罪と判定すべきであることが力説されていた。

また、二つ目の探偵を用いた探索に関しては、丸亭素人が翻訳した小説集『探偵譚』（今古堂、明23・11）の「序」で次のように書かれている。「抑も探偵なる者ハ人の未だ見ざる所未だ知らざる所を覺発暴露し能く悪漢をして高枕安眠せしめず何に依て彼れ能く他人の心腹を洞察し得るや岡目を以て見れば甚だ怪しむなしと雖も探偵にハ探偵の原則あり」。『探偵』による探索が事件解決の重要な鍵

を握ると捉えられていたことがわかる。実際、この時期の日本でも多くの探偵が活動していた。新聞記事では、探偵の探索によって事件が解決するさまや警察署の探偵掛の動向などが頻繁に取り上げられているのみならず、偽探偵まで出現していることが報じられている。^⑨

このように「あやしやな」の警察署長ぶらいとの捜査方法は当時の日本においても推奨されるものだった。しかし、幽霊の出現以後、ぶらいとは今までの捜査方法を変え、探偵を使って偽の幽霊や偽の行者を捏造し伯爵を騙すという方法に転換し解決に至るのである。

2 「幽霊」の出現

ここで、作品内の幽霊がどのように登場するかを見てみたい。

口の端に滴る血しほも生々しく、声もあやししくうらがれて、
(略) 法律を通る、工夫をなし、(略) あらうらめしやく、ま
さしく我は謀られて殺されたれど、伯爵の与へし物は毒ならず、
よし裁判に訴へてもあの伯爵は無罪にて、却つてそれを訴へし
者は人を誣ふるの罪に落ちるべし、(略) 恨を報ゆる道もなし、
たのみにならぬ人の世の法律こそは価値なき、あら口惜しもの
のなれや、

幽霊は、伯爵が法律を通れる工夫をしているため、無罪となるこ

とを恨み、「人の世の法律」には価値がないと訴える。つまり、幽霊から見た時、「人の世」は法律によって縛られた社会で、法律の枠組みの中でしか物事は解決されない世界なのだ。そして、ぶらいともまた、幽霊と出会ったあと、次のように、幽霊の価値観を受け入れていく。

あまりの怖しさに声も出さず、苦しみてかたへを向けば、あ
り／＼と此方にも座り居る老婆のぼなが、何とてあれ程にうな
され給ひし、と親切の介抱。さては思ひ寐の夢、たのみになら
ぬ法律を尊ぶ人の世の現に帰りしかと、醒ても鈍ましく我なが
ら茫然たりしが、(略) ぼなを引き連れ、貧民院に行しぶらい
との心の内こそあやしけれ。其後は事もなくて三日計り過ぎし
が、幽霊の物語り真にしても証拠にはならず、ましてや当にな
らぬ五臓の疲れより起りし事取るに足らずと、遂には決断やな
したりけん、(略)

ぶらいとは、「人の世」が「たのみにならぬ法律を尊ぶ」ものであることを、幽霊と遭遇したことにより悟るのである。語り手は、幽霊の物語では証拠にならないし、幽霊の出現も五臓の疲れから見えたとつまらない夢としてぶらいとは捉えたのだらうかと、ぶらいとの認識に疑問を挟むが、しかし、ぶらいと自身は幽霊の言葉を否定していない。

同時代において三遊亭円朝『真景累ヶ淵』（小相英太郎筆記、明21・5、井上勝五郎）の「幽霊と云ふものハ無い全く神経病だと云ふ事に成りました」という有名なセリフに代表されるように幽霊の存在はもはや単純には信じられなくなっていた。例えば、殺された娘が幽霊となって仇討をするよう親に頼んでくれと訴えたという記事では、「大かた虚^{まよ}で有ませう」（「機屋の幽霊」『読売新聞』明19・9・12）と付言され、幽霊が出るという記事が出た翌日には「何者かの虚構に出たるものにて事実無根」として取消記事（『東京朝日新聞』明21・9・12）が出されるなど、幽霊話は何の弁明もせずには語りにくいものだった。しかし幽霊の話は依然として読者の興味を引くものであり、完全に否定されていたわけではない。真の怪しきものは決していないと断じ、幻燈を使って幽霊や妖怪が映し出せることをわかりやすく説明した書も出ていた（『又戲造^{なむれ}にて。奇怪の状貌^{かたち}を写し出す幻燈といふものあり』東江楼主人編『董蒙辨惑珍奇物語』（初篇上）明5、東江楼）ことを考えれば、幻燈を使って幽

霊を作り出すぶらいともまた、幽霊の存在を一見信じていないかのようにも見える。しかし幽霊の言葉に則る形で、伯爵を追いつめるぶらいとは、むしろ幽霊の代行をしていたといえ、伯爵にとつても幽霊が脅威となることを確信していたのである。もちろん最終的には、ぶらいとは伯爵の懺悔状を証拠に罪を立証するのであり、「噫^あ

おそろしきぶらいとの智慧、法律にのらぬを法律で罰すると、聞く人舌を捲く」と語られるように、伯爵の罪も法律によって裁かれるのだが、幽霊が語った法律への不信感**はぶらいにも共有されて**いたといえるだろう。

また、ぶらいとは偽の行者を使って伯爵を騙すのだが、この時期の日本では、刑法第四二七条で「十一 流言浮説ヲ為シテ人ヲ誑惑シタル者」^①「十二 妄吉凶禍福を説キ又ハ祈禱符呪等ヲ為シ人ヲ惑ハシテ利ヲ図ル者」^②は違警罪として処分されることになっており、悪質とみなされた場合、「祈禱符呪」で人を惑わした者は時には法律によって罰せられていた。実際に、この時期、加持祈禱に関わる違警罪犯罪者が捕らえられており、「神仏を医視し禁呪を薬剤視する勿れ」（食山人、『大阪朝日新聞』明18・4・16）という注意も喚起されている。^③ぶらいとが、幽霊や、日本の「法」では取り締まられる対象ともなりかねない行者を使い、伯爵もまた幽霊の存在を「神経病」と捉えようとしつつも行者の祈念による治癒を信じて懺悔状を作つて騙される姿が描かれているように、たとえ否定されようと、「法」によつて取り締まれようと、人はどこかで幽霊や行者の奇蹟を信じずにはいられないということが、ここで示唆されている。

このように作品内では「人の世の法律」の価値への疑問が書き込

まれているのだが、ここで特に注意したいのが、「あやしやな」が発表される八ヶ月前に、大日本帝国憲法が公布されているということだ。大日本帝国憲法は、実際の内容自体はともかく、発表当時においては、「東洋の極端に於て、立憲政治を夢にも見たることなき黄色人種に於て、百年の歳月に」出て来たものであり、「我が国民をして法律に依るにあらすして、逮捕監禁審問処罰を受くることならしめ」「凡そ国民として有すべき権利」を全て明文化して確定したもので、その威力によって「我が国民は永く自由の民ならん」〔帝国憲法を拝読す〕『国民之友』明22・2〕、「国家を維持するものハ憲法なり憲法を維持するものハ国民なり」〔願くハ憲法と情死せん〕『読売新聞』明22・2・6〕というように称えられた。法文によって君主と政府との権限を定め、人民の権利や自由を明らかにしたとされた憲法の公布は、日本が欧米列強国に仲間入りをする大きな一歩となる東洋未曾有の盛事として好意的に捉えられたのである、憲法公布を祝してお祭り騒ぎが繰り広げられた。『都の花』に掲載された、山田美妙の小説「国の花」(明22・2)は、憲法発布前、発布の日、発布後の人びとの様子を面白おかしく描いたものであるが、「憲法」という言葉の意味がわからないものの祭りと聞いて騒ぐ者や便乗して金儲けをしようとする者、着飾った自分の姿を人に見せるべく新調した肩掛をつけて出かけたもの人込みで汚し

てしまふ娘、わけもわからず一儲けしたためにかえって散財する者などを取り上げ、「兎にも角にもめでたい憲法の発布。憲法の意味を知らぬながらも猶さわぐ殊勝さ」と憲法発布を称えつつも、事態がよくわからないまま浮かれる人々の姿が諷刺されている。

「あやしやな」が発表された時期は、憲法が発布され、憲法やそれに付随する「法」への興味が高まりはじめた時期であった。¹²⁾有賀長雄編述『国家学』(明22・1、牧野書房)、関直彦『大日本帝国憲法』(明22・2、三省堂)などの多くの注釈書が出版され、『都の花』の広告にも掲載されるなど、司法権の位置づけや法律を重視する立場が説かれた時期なのである。そしてそのような中で、「あやしやな」があえて「人の世の法律」の限界を幽霊に語らせていることは重要だ。このことを考える上で、同時期の犯罪をめぐる小説が「法」をどのように捉えていたのか、比較してみたい。

3 犯罪をめぐる小説と「法」

憲法発布前に出版されたものではあるが、「西洋小説」を「奪骨」(序)した柳下亭美登利『法理小説百難鋪』(明20・11、榮泉堂)は、タイトルに「法理小説」と冠せられていることからわかる通り、登場人物や語り手の言葉を借りて、「法」による統治の重要性が説かれた小説である。この話は、父親を逆恨みで殺され、またそのこ

とが原因で母も病死してしまつた理古多律リクトムが復讐しようとして犯人を探し出すというものである。法学に明るい叔父に育てられ、自身も法学を学んだ理古多律は、叔父の「人々自己の権利を保護し正当に自己の自由を行ふを得ると雖も若しも人自己の権利を害し自己の自由を妨げたるべきを処分するの権利ハ既に自分の身にハなくして政府に属するなり」という諫めを受け、自身の手で犯人を成敗したいのを我慢し、探し出した犯人を「法」の裁きに委ね、後年、裁判長として名望を得る。この話では、犯人の素性は最初からわかつており、理古多律と従兄妹とのロマンスと並行して犯人側の逃走中のロマンスなども語られている。いわば、話の焦点は、理古多律が犯人をどのようにして見つけるのか、また犯人とどのような形で対決するのかにあるといえ、旅の途中で偶然遭遇した諍いを法律に照らして収めるなど、「完全無欠の法律」の存在が強調されるのである。

しかし、同時期の黒岩涙香の翻訳探偵小説では、「法」は、そこまで無邪気に信じられてはいない。例えば、ガポリオ『首の綱』(『La Corde au cou』)の翻案である『仏蘭西小説有罪無罪』(黒岩涙香訳、明22・11、魁真楼・初出『絵入自由新聞』明21・9・9、11・28)では、無実でありながら、名誉を重んじて犯行当日の行動について弁明できず嫌疑をかけられたまま拘留されている武保を説得する、弁護人の大川の言葉が次のように説明されている。

裁判ハ虚うつろの闘ひなり檢察官、虚に巧みなる時は罪無き人を罪に落し、弁護人虚に巧みなる時ハ判事を言纏まとめて罪ある人を無罪と為す、裁判の勝負は全く虚の巧拙に在り、去れば大川万英は武保を弁護するにも証拠の不充分なる事実を言立んより尤もらしき虚を作り判事の心を暗すに如くハなしとの事を述立しに

最終的には真犯人がつかまり、武保の無実が証明されるこの小説は、「序」で涙香自ら述べている通り「犯罪の露見より説起し其原因を尋ね其罪を糺すまでの事を記したる」「西洋にて探偵小説(デテクチヴ、ストーリー)と称する者の類」である。しかし、同時に「其主意は唯だ人間裁判の難き事を示し法律家が濫りに法律を使用して輒く人の罪を定んとするの非なるを知らしむるに在るなり」という、法律を適用するにあたって慎重になるべきことを説きおこしたものであつた。涙香は、いくら「法理」に明るくても、「証拠」があつても、それが必ずしも正しいものとは限らないので、「法」を用いる側の意識こそが重要であることに作品の主眼を置いていた。さらに、涙香は『裁判小説人耶鬼耶』(明21・12、小説館)で、「法」自体に関して疑問を投げかけている。

「人耶鬼耶」は、ガポリオ『ルルージュ事件』¹³⁾を翻案したもので、「事柄の疑はしく罪人の判し難き」「大疑獄」(「緒言」)を記したものである。「世の探偵に従事するものをして其職の難きを知らしめ

又世の裁判官たるものをして判決の苟しくもすべからざるを悟らしめんが為」の作品であるという主意は、『有罪無罪』と同様だが、ここでは「一八人権の貴きを示し一ハ法律の軽々しく用ゆべからざるを示さんと欲するなり」(緒言)と、「人権」と「法律」の問題が組上に載せられている。伊藤秀雄が既に指摘している通り、『人耶鬼耶』では、最終場面にあたる第四四章、四五章が『ルルージュ事件』とは大きく変えられている。特に注目すべきは、その結末だろう。『ルルージュ事件』では、警察に追いつめられた犯人ノエルが自害した後、ノエルの畏にはまり嫌疑をかけられていたアルベールと、アルベールの無実を証明すべく奔走した許嫁のクレールは結婚し、ノエルの恋人ジュリエットも立ち直り、またクレールに片想いをしていた判事デビュロンも判事を辞め故郷に帰るなど、事件と決別してそれぞれの日常に戻っていく姿が記されている。しかし、ただ一人、ノエルと親しくしており、真相解明に尽力した探偵タバシだけは、事件のことが忘れられず、もはや以前のように司法を無批判に信じていることができなくなってしまったため、死刑廃止の請願書に署名をして、無実の貧しい被告人を救済する団体をつくらうとしていてという形で終わっている。

一方、『人耶鬼耶』では、追いつめられた犯人澤田實(ノエル)と恋人お理榮(ジュリエット)は金と遺書を残して自害する。そ

して、その遺言に感じ入った探偵散倉(タバシ)は事件の関係者の賛同を得て、澤田實とお理榮名義で寄付を募り万国死刑廃止協会を設置する。会長には散倉が、副会長には事件後、判事を辞めた田風呂(デビュロン)が就任し、協会の玄関には實とお理榮の肖像を掲げ、協会の主意を書いたものに付録としてこの物語を添え、「万国の義人」に配り「訳者涙香も囂らず一本を得た」とある。さらに、散倉と田風呂は死刑廃止の主義を演説しながら世界を巡廻する旨が、フランスの新聞紙で報じられ、「吾等が読者と共に、禿頭老人の熱心なる演説を厚生館中に聞くも両三年の中に在るべきか」とされている。『ルルージュ事件』にも死刑廃止の請願書の話はあるが、タバシだけの個人的な活動で終わっており、『人耶鬼耶』のように大々的には取り上げられていない。實とお理榮の次のような遺書も『ルルージュ事件』にはない。

世に裁判ほど誤りの多き者ハなし、誤まりと知らずして無罪の人を死刑に処するも亦多し一たび死刑に処したる後ハ、死人に口なし其誤ちを知るに由なし之を知るは再び命を償ふの道なし、余ハ足下の如き義に勇む人々が一日も早く万国死刑廃止協会を設けん事を望むなり、(略)余ハ喜んで此金子を寄付するなり以て其創業費の一端に充らるれば余とお理榮嬢が死後の幸なり。

ここでは、「法」の扱い方のみならず、死刑を執行する現行の法律に対する疑念が明示され、日本の「現在」の読者の現実とも接続させる形で書かれているのである。探偵小説・裁判小説では、最終的に犯人が明らかになり「法」の下に罪が裁かれ終結していく。したがって裁判や法律の限界を訴えて終わるこの小説は、同時期の他の小説と比較しても異質だといえる。しかし一方では、探偵（裁判）小説では、最終的に明かされる「真実」に至るまでに紆余曲折があり、それまでに無数の誤った逮捕・裁判が書き込まれている。

探偵（裁判）小説における「捜査の線形的な性格は、強度のエントロピー、複数の手がかりや何人もの競合する容疑者や誤った推理の筋道の増幅の中に具体化される情報の拡散性を包み隠しているにすぎず」、「約束どおりの結末がそれらを結びつけてくれるとしても、そこには、なんらかの断片性と不調和が存在している」^⑤。裏を返せば、探偵（裁判）小説では現実でも起こり得るような、「法」に基づく捜査や裁判への不信が隣り合わせになっているのである。「人耶鬼耶」はそうした不信を死刑廃止論と絡める形で、あからさまに示した小説になっているのである。

このようにこの時期の犯罪をめぐる小説では、「法」の行使の仕方が問題視されていた。この他、「材料を探偵吏の手帳、日記、報告等」にとったという、千原伊之吉訳『摘蔭発微奇獄』（明21・11、

日本同盟法学会）でも、「人多ク技巧奇物滋々起。法令滋々彰盜賊多有」と老子の言葉を用いし、法律が明細に規定されればされるほど法律の網の目をくぐる悪知恵が発達することが強調されていた。そして、だからこそ、犯罪を犯す者の心をよく知り心の誠を求めるといふ「探偵ノ原則」を今こそ学ぶ必要があること（「奇巧ノ滋々多ク起ルヲ知り亦心誠求レ之ハ終ニ其情ヲ得ヘキヲ知り以テ其路ニ当ラハ其極終ニ無為而民自化。無欲而民自ラ樸ナルノ域ニ至ラン。」）が説かれている。

法律が明細にされるほど、悪知恵も発達するという馳騁ごっこの中で、人の心は果たしてどのように探偵・捜査すれば知ることができるのであろうか。

4 「法」と「幽霊」

「あやしやな」では、幽霊の存在の他にも、「天の道」や「神」といふ言葉が何度か出てくる。例えば、ふらいとがわざとはあどるふの事故死を発表し伯爵も無事に選挙に当選した時の語り手の言葉に「世の法律をこそくぐるべけれ、天の道をは何の免るべき」とあり、ばあどるふの幽霊（実際は幻燈を使って作られたもの）に悩まされた伯爵の心情が語られる場面で「天の道に背きし昔を悔い、神にも今は見放されてかと齒をくひしばるも数々なりしが」とある。天の

道も神も「人の世」とは別の秩序で存在するものであり、「人の世の法律」は及ばないという考えがここには通底している。作品の舞台が欧米であり、「あ、めん」という言葉が出てくることから、登場人物たちのキリスト教への信仰が反映されているとも思われるが、しかし語り手が「極楽か地獄か」「仏さまはさて置き」などの表現もしていることから、ここで示されているのは、特定の宗教の信条に依拠した思想ではないことは言うまでもない。「人の世の法律」だけでは、恨みは解消できず、各人の心の声を聞き取ることができない。無念の死を遂げたばあどるふの声は幽霊の声となって初めて、人に届くのであり、伯爵の罪の意識も、幽霊の存在を契機として、天の道や神に照らし合わされ、さらには行者の存在によって初めて「声」として（懺悔状の形をもつて）表出してくるのだ。人の心が幽霊や天の道によってしか伝わらないのだとしたら、幽霊が否定される日常を生きる人々はどのように対峙したらよいのだろうか。

興味深いことに、この時期書かれた犯罪をめぐる小説では、探偵たちの失敗も書かれている。先に挙げた『探偵譚』では、「序」における探偵の原則の有用性とは裏腹に、収録された作品で探偵は活躍しない。例えば「探偵眼」では、探偵は功を焦るあまり、わずかな証拠から当て推量で、被害者や犯人を決め、無理やり拘引し事件を解くことができない。むしろ、犯人を観念させたのは、なぜ事件

の鍵を知ったかも明らかにされないまま唐突に届いた容疑者の妹による手紙であった。高橋修は黒岩涙香『無惨』における「探偵」への否定的な記述（世に是ほど忌はしき職務は無く又之れほど立派なる職務は無し）を取り上げ、大柄と谷間田が刑事巡査として登場しながら「探偵」と呼ばれている点に注目し、当時の探偵が警察組織の外縁部にある密偵であることもあり、「犯罪者の側にも身を置く、犯罪と親和的位置に立っている」、「正義と悪のあわいに立っている」と指摘している^⑬。特に、この時期の新聞紙上では身分を隠して政府に不満を持つ不穏分子を探る国事探偵に関する話題が多く見られる^⑭。国事探偵はいわば密告者でもあり、嫌悪とともに語られてもいた（既に不穏の分子を含まざる運動なる以上ハ如何に運動し如何に動揺し如何に沸騰したところが国家の安寧に於て何かあらん（略）之に対して紫痴にも野蛮にも探偵を纏綿せしめて徒らに国庫金と地方税とを費消し黄白の奴隷銅臭の悪魔たる偵史の造言に迷はざる、の愚）『機密探偵を蔽にするの噂』『東京朝日新聞』明22・1・8）。「あやしやな」でぶらいつとの命令により探偵がばあどるふの家の「下婢」を拘引する時、語り手が「探索の為めとは云ひながら警察署の下婢とはならぬものを迷惑なことなり」と述べるのも、こうした密告に対する嫌悪が一般的にあることを示している。このように、憲法が發布され、新たな立憲国家の形成に期待が寄せ

られる一方で、探偵への嫌悪と「法」への不信もその根底にはあった。

タイトルの「あやしやな」に表されるように、作品内では何度も「あやしやな」「あやし」「あやしき」という言葉が使われている。

例えば、「ばあどるふの変死あら怪しやな」、伯爵が渡した「怪しきは今の壘」、探偵が探り出した伯爵とばあどるふの「はてさて怪しき契約状」、「これもあやしや」という老婆、神経病だと伯爵は思い込もうとするものの幽霊の声が「さりととてまざ〜と聞ゆるあやしき」、しかも伯爵の召使にはその声は聞こえないという「あやしき」等々である。そして最終的には、「凡べての怪きこと、怪しくもなきに」なる。ばあどるふの医師、ぐれんどわあが、自殺したばあどるふの娘の想い人であったことも最後にはわかるといっておまけつきで、伏線が回収され大団円となり終幕するのである。しかし、全ての「あやしき」が解決される中で、唯一、解決されないまま残されているのが、ぶらいとが見た夢とおぼしき、「声もあやしくうらがれ」たばあどるふの幽霊なのである。ばあどるふの幽霊については、結局、何の説明もされない。

憲法発布に賑わう中で、「法」の限界を唱える幽霊は、「人の世」の秩序では説明できないものであり、それは「法」や探偵に対する人々の不安・不信をアナロジカルに示している。「あやしやな」

の世界が欧米に設定されており、伯爵が名望家として貴族院議員に当選していることが記されているのは、憲法を発布し国会開設が控えている当時の日本にとって、実質的な政治形態や憲法の性質は同一ではないものの、そこが立憲国家の未来像の一つとして提示された世界だったからだといえよう。^⑩「あやしやな」における幽霊は、「うらめしや〜」と定型通り自らの恨みを訴え、その声を契機に事件は解決していく。しかし、幽霊の声はばあどるふの妻にも届いておらず、ぶらいとにしか聞こえない。だからこそ、ぶらいととは、自ら幽霊を幻燈で作り出し幽霊の代行をするしかないのである。もはや幽霊の声は誰もが簡単に聞き取ることができるわけではない。

おわりに

聞き取ることのできなかつた幽霊たちの声が飴しているかもしれない世界。「あやしやな」の十年以上経た後に書かれた露伴の小説「不安」（『新小説』臨時増刊号、明33・5）は、フランスへ留学する法学士・蓮田の送別会で、探偵小説を愛読した仲間達が文明の中心・パリでの大疑獄の報告に期待を膨らませる中、日本も進歩したので、日本にも大疑獄ができるだろうと高らかに笑う横尾の発言により、仲間達は、不安を募らせていく——という話である。蓮田の送別会に集まった仲間たちは、世の中の進歩に比例する形で巧妙の

犯罪方法が案出され、罪悪も進歩するという考えを抱いている。

嬉々として「我日本の法律で罰せられない殺人法、まだ何人にも発明されない殺人法」を思いつくままに披露する横尾の話聞くうちに、一同は不安を募らせ不愉快になっていく。しかし蓮田が「他人の身の上に降り掛つた禍殃、^{わざわい}或は他人が泣悲しむべき悲惨なる凶変に遭ふといふやうなことを聞いて、其を興味ある事として楽まんといふが如き不道德極まる発言と思想とに得た罰」と「真面目で道理のある言葉」を発言し皆が賛同することで、「辛うじて不気味なる中より甦つたらしき愉快なる顔に返り」、最終的には十六夜の月が「心地よいまで澄み渡つた光は窓硝子を透して曇りなき六人の姿を照らし」て物語は閉じられる。しかし、彼らの不安要素が根絶されたわけではない。明治三十年代は、治安警察法、精神病者監護法などの法や規則が次々と打ち出され、刑法、民法の改正に関する議論も交わされていくなど、「法」への意識がさらに高まっていた時期である。そのような中で、法律では裁かれない犯罪の標的に誰もがいつされるかわからない、という不安があることをこの作品は語っている。誰もが「あやしやな」の幽霊になりうる。そして幽霊はすぐ身近にいるかもしれない――。

憲法発布に浮足立つ時にあつて「あやしやな」では涙香の翻訳探偵小説とはまた異なる形で、「法」や探偵たちへの不信を書き留め

ていた。そこでは、真つ向から「法」や「法」を取り扱う者のあり方に異論が唱えられているわけではなかった。だが、大団円の裏に幽霊の声を書きつけることで、「法」や探偵だけでは解決できない「人の世」への一抹の不安を投げかけていたのである。

注

- ① 江戸川乱歩「一般文壇と探偵小説」(『宝石』昭22・4、5、のち『幻影城』収録)
- ② 江戸川乱歩「続・一般文壇と探偵小説」(『宝石』昭24・7、のち『幻影城』収録)
- ③ 伊藤秀雄『明治の探偵小説』(昭61・10、晶文社)
- ④ 内田隆三『探偵小説の社会学』(平13・1、岩波書店)
- ⑤ 柳田泉『随筆探偵小説史稿』(『探偵春秋』昭11・12、12・8、『随筆明治文学2』谷川恵一校訂、平17・9、東洋文庫、平凡社)
- ⑥ 伊藤秀雄『明治の探偵小説』(前掲)で既に指摘されている。なお、黒岩涙香「探偵談と疑獄譚と感動小説にハ判然たる區別あり」(『絵入自由新聞』明22・9・19)では、「疑獄譚」に、「彼の証拠判例の如き」として例に挙げられている。
- ⑦ 例えば、横浜山手居留地の米国人夫婦が金時計を雇人に盗み出されたが、居留地警察署探偵巡查中島松下の両氏の尽力で取り返すことができたとする記事(『外国人の謝金』『読売新聞』明20・11・15)などがある。
- ⑧ 「当警察本部に於て過日同部詰の探偵史を悉く各警察署へ配置し常時犯に関する探偵ハ都て各警察署へ委任せしむる事となりしを始として追々改革する所あらんかとの事」(『警察本部の改革』『大阪朝日新聞』明

- 22・4・27)や、「上野停車場ハ近頃乗客の混雑に紛れ掏摸が大分入込で居るので昨日より下谷警察署の探偵掛が一人づ、交るゝ詰る事に成つたと云ふ」(「上野停車場」『読売新聞』明17・1・9)など。
- ⑨ 「偽探偵」(『読売新聞』明22・8・14)
- ⑩ 「官許 改定刑法」(明13・7、竹原鼎、山中市兵衛、水野慶次郎)
- ⑪ 「加持祈禱に係る違警罪犯罪者」(『大阪朝日新聞』明19・2・24)では、病者に医薬を与えず、怪しげな説教と踊りで治癒しようとする人を感わした者、金神を信じ自ら神になったような心地で「異説」を以て人を感わした者、稲荷を自身の家を持ち帰り、病者の葉や吉凶の判断を神託によつて指図し人を感わした者の三名が一度に逮捕された旨が報道されている。なお金神に関しては、その後もたびたび問題になっている。(南区の金色狩)『大阪朝日新聞』明20・11・23、「違警罪の控訴事件」同、明21・2・28)。
- ⑫ 関谷博『幸田露伴論』(平18・3、翰林書房)、「明治二十年代 透谷・一葉・露伴」(平29・3、翰林書房)は、この時期を「〔法〕転換期」と呼び、(欲望)をいかに正当化し、「私的道德」を確立して社会を維持していくかという新しい生き方が模索されていた時期であるとして、露伴「露団々」をはじめとした諸作、政治小説や北村透谷の作品等を分析している。
- ⑬ 原題は「L’Affaire Lerouge. (1886)」。英訳版は“The Lerouge Case. 伊藤秀雄『黒岩涙香』(昭46・10、桃源社)
- ⑭ ジャック・デュボア『探偵小説あるいはモデルニテ』(鈴木智之訳、平10・5、法政大学出版局)
- ⑮ 死刑の廃止に関する言及は、織田純一郎『政治難易論』(明16・3、織田純一郎)や、杉山藤治郎『政治学術演説討論種本』(明16・5、秩山堂)などでも見られる。
- ⑰ 高橋修『明治の翻訳ディスクール』(平22・2、ひつじ書房)
- ⑱ 「保安条例に因つて忙し」(『東京朝日新聞』明20・12・27)、「国事探偵の嫌疑」(『東京朝日新聞』明23・6・12)、「又探偵」(『東京朝日新聞』明23・9・14)など。
- ⑲ 「帝国憲法」(『国民之友』明22・2)の記事では、アメリカの憲法に対する「文理平易にして品格あり」という評判を「恰も我が帝国憲法を評するに適當なるを覚ゆ」と、大日本帝国憲法に重ね合わせている。
- 〔付記〕 露伴作品の引用は、『露伴全集』全四一巻(岩波書店、昭53—昭55)に拠った。引用に際して旧字は新字に改め、振り仮名は適宜省略した。なお、「あやしやな」中の人名には本文通り傍線を付した。本稿は平成二十七年九月の口頭発表「Law and Ghosts in Kōda Rohan’s Detective Story ‘Yashiyana’」(JAPAN-PREMODERN, MODERN AND CONTEMPORARY, Dimitrie Cantemir Christian University)に基づいている。発表内外で貴重な助言を頂戴した。感謝申し上げます。